



Q

職場の定期健康診断において、血圧やBMIの数値などが基準値を超えており、労災保険制度の二次健康診

断の受診を勧められたのですが、具体的にはどのような制度なのでしょう？

A

労災保険には、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため「二次健康診断等給付」の制度があります。労働者の方が、労働安全衛生法に基づく健康診

労災保険に二次健康診断の制度があります

断（一次健康診断）を受診し、その結果、①血圧②血中脂質③血糖④腹囲またはBMI（肥満度）のすべての検査で異常の所見があると診断された場合であって、医師により脳・心臓疾患の症状を有していないと認められる場合に対象となります。

⑥微量アルブミン尿の検査を行い、その結果に基づいた特定保健指導を無料です。

その他の要件として、二次健康診断は、一年一回のみ対象となります。一次健康診断の受診日から3か月以内に請求することはありません。

対象となる方は、労働局長が指定する病院等で、二次健康診断として

①空腹時血中脂質②空腹時血糖値③ヘモグロビンA_{1c}④負荷心電図または胸部超音波⑤頸部超音波

請求の方法や受診できる医療機関など、詳しくは労働局労災補償課にお尋ねください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課
電話 0857 (29) 1706